

渚滑川公募型砂利採取（試行）への申請者募集要項

令和 4 年 7 月 1 9 日
網走開発建設部遠軽開発事務所

【1. 募集の趣旨】

網走開発建設部遠軽開発事務所（以下「河川管理者」という。）では、一級河川渚滑川水系渚滑川において渚滑川河川事業（以下「河川事業」という。）において発生する河道内土砂（以下「砂利等」という。）のうち、公共事業で利用した後に残った砂利等（予定土量 2 万m³）の採取について、河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条の認可を受けようとする事業者（以下「砂利等採取者」という。）を公募します。

応募される方は、この募集要項をお読みいただき、次の各事項をご承知の上、お申し込み下さい。

【2. 基本的な考え方】

- (1) 河川事業による掘削土砂等は、公共事業への利用を優先することを基本とし、その上でコンクリート骨材などの需要に応じ河川管理者が3. 土砂等採取場所に示す採取予定場所に仮置きした土砂等を砂利等採取者に採取させるものです。
- (2) 河川事業において、発生場所にて掘削を行い、採取場所に仮置きした土砂等を砂利等採取者において運搬車両に積み込み、場外への搬出を実施して下さい。
- (3) 砂利等採取者が採取出来る土砂等の採取量は、2万m³を予定しています。なお、今後の河川事業の実施状況により、砂利等採取者が採取できる砂利等の採取量は、変更することがあります。
- (4) 採取後の砂利等を製品化するための粒径選別・洗浄・細流分の処理等の工程は、砂利等採取者が河川敷地から搬出した後に自ら行っていただきます。
なお、砂利等採取者は、採取する砂利等の質の如何を問わず、採取場所からの全量の砂利等を採取することを基本とします。
- (5) 採取した砂利等の搬出にあたり、道路の通行に必要となる関係機関（道路管理者・警察署）との手続きについては砂利等採取者（申請者）が行うものとします。
- (6) 河川管理者は、8. 審査について定める審査を行い、砂利等採取者を決定します。
なお、決定した砂利等採取者が複数の場合で、希望採取量合計が予定砂利等量を上回る場合には、各者の採取希望者での按分等により採取量及び採取場所を決定します。

【3. 砂利等採取場所】

砂利等の採取予定場所は別図の通りであり、仮置きする砂利等の量及び場所等については、砂利等採取者は河川管理者に対して指定することはできないものとします。

箇所1（予定量 1万6千m³）

掘削場所：北海道紋別市渚滑町川向地先（渚滑川左岸KP2.0-2.7付近）

仮置場所：北海道紋別市渚滑町川向地先（渚滑川左岸KP2.0-2.2付近高水敷）

箇所2（予定量 2千m³）

掘削場所：北海道紋別市渚滑町川向地先（渚滑川左岸KP3.3-3.5付近）

仮置場所：北海道紋別市渚滑町川向地先（渚滑川左岸KP3.3付近高水敷）

箇所3（予定量 2千m³）

掘削場所：北海道紋別市渚滑町元西地先（渚滑川左岸KP4.6-4.8付近）

仮置場所：北海道紋別市渚滑町元西地先（渚滑川左岸KP4.6付近高水敷）

※砂利等採取場所については、変更する場合があります。変更となった場合には、河川管理者と砂利等採取者において別途協議するものとします。

【4. 砂利等採取期間】

- (1) 砂利等の採取は、許可日から令和5年2月27日(月)迄の午前9時～午後5時とします。ただし、関係機関等（道路管理者、警察、地域住民他）との調整により変更となる場合があります。
- (2) 河川事業の実施にあたって、砂利等採取期間の変更が生じた場合は、河川管理者と砂利等採取者が協議のうえ、砂利等採取者は、河川法第25条の許可及び砂利採取法第16条に基づく認可の変更申請を行うものとします。

【5. 砂利等採取料】

砂利等採取料に関しては、河川法第96条の規定により、国土交通大臣（河川法施工例第43条）が徴収します。

額は北海道河川法施行条例（北海道流水占用料等徴収条例）となります。

【6. 応募資格要件】

次の(1)～(4)の要件をすべて満たす法人に限り応募することができます。

(1) 次の①から③までの欠格事項のいずれにも該当しない者。

① 役員に次の各号に該当する者がいる者。

(ア) 破産者で復権を得ていない者

(イ) 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

② 会社更生法（平成14年法律第154号）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続、又は再生手続きの開始の申し立てがなされて、更生手続き開始の決定、又は再生計画認可の決定がなされている者。

③ 過去3年間で法人税、所得税、諸費税の滞納がある者。

(2) 協業化された協同組合として、令和4年7月1日時点において砂利採取法第3条に定める砂利採取業の北海道への登録が済んでいる者。

なお、登録通知書の写しの提出がない者は砂利等採取者となることは出来ないものとする。

(3) 砂利採取法第14条に定める業務主任者のうち少なくとも1名を本件に専ら従事させることができる者であること。

(4) 欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

① 提出書類の必要事項に記載が無い場合、あるいは必要な書類が添付されていない場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合

④ 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合

⑤ その他不正行為があったと認められる場合

【7. 応募申込手続き等】

(1) 応募申込手続き

砂利等採取希望者は、次の書類を北海道開発局 網走開発建設部 遠軽開発事務所 河川課に郵送若しくは持参にて提出してください。

- ① 渚滑川公募型砂利等採取（試行）申込書（様式1）
- ② 採取計画概要書（様式2）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 砂利採取法第3条の砂利採取業者登録通知書の写し
- ⑤ 当該事業所の業務主任者の氏名及び砂利採取業務主任者合格書の写し

(2) 申込受付期間

令和4年7月19日（火）から令和4年8月15日（月）（必着）

ただし、持参の場合は上記受付期間から土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出先等

〒099-0404 北海道紋別郡遠軽町大通北7丁目

北海道開発局 網走開発建設部 遠軽開発事務所 河川課

TEL 0158-42-2112 FAX 0158-42-6348

(4) 質問書の提出

質問書の提出期限は、令和4年8月8日（月）午後5時までとします。

上記期限までに北海道開発局 網走開発建設部 遠軽開発事務所 河川課宛に、任意様式に必要事項を記入して、郵送又はFAXを送付し、電話にて受信確認をお願いします。

回答は、質問を受理した日から3日（土日祝日を含まず）以内に遠軽開発事務所2階総務課閲覧場所にて回答します。

質問者の競争上の地位、その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合があります。

(5) 砂利等採取者審査結果の通知

令和4年8月22日（月）に書面を発送します。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から一週間以内に文書で質問することができます。

質問書は(3)提出先に提出してください。

【8. 審査について】

(1) 審査方法

河川管理者は、提出書類により応募参加資格の確認を行います。

(2) 砂利等採取者審査方法は、次に掲げる項目によるものとします。

- ① 掘削砂利等の運搬・処理能力
- ② 交通安全対策の具体的な方法
- ③ 公道汚濁防止や騒音防止の具体的な方法
- ④ 業務主任者の資格

(3) スケジュール

申込書締切	令和4年8月15日(月)
審査・決定	令和4年8月16日(火)～令和4年8月19日(金)
審査通知の発送	令和4年8月22日(月)

【9. 河川法及び砂利採取法の許認可手続き】

本公募の決定通知を受けた砂利等採取者は、「網走開発建設部 遠軽開発事務所」に河川法第25条（土石の採取）の許可及び砂利採取法第16条（砂利採取計画の認可）に基づく認可の申請を行い、許可及び認可を受けることとなります。

提出先等

〒099-0404 北海道紋別郡遠軽町大通北7丁目
北海道開発局 網走開発建設部 遠軽開発事務所
TEL 0158-42-2112 FAX 0158-42-6348

【10. その他】

- (1) 砂利等採取者は、採取実施期間において、河川法その他の法令を遵守し、継続かつ安定した事業が実施可能でなければならない。
- (2) 本件に関する砂利等採取時には、掘削砂利等の運搬や選別等の実施に当たって、行政又は地域住民の意見を尊重しなければならない。
- (3) 手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。

問い合わせ先

網走開発建設部 遠軽開発事務所 河川課

電話：0158-42-2112

FAX：0158-42-6348